

鹿教義第884号
平成21年2月5日
(義務教育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 }
各県立学校長 } 殿

鹿児島県教育委員会教育長



学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

各市町村教育委員会及び各県立学校では、携帯電話等の取扱いをはじめ、インターネット上の問題行動に適切に指導されているものと考えております。

今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査（20初児生第29号）」の結果を踏まえて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知があり、学校における携帯電話の取扱い、学校における情報モラル教育の取組、「ネット上のいじめ」等に関する取組、家庭や地域に対する働きかけ等について、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項が示されました。

各市町村教育委員会及び各県立学校においては、今回の通知の趣旨を十分理解し、下記事項について、各学校や地域の実態を踏まえた上で基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒への指導の徹底をお願いします。

なお、別添「本県調査結果」も参考にしてください。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 小学校及び中学校

既にすべての学校において原則持ち込み禁止としている現状にかんがみ、改めて指導方針の児童生徒や保護者への周知を図るとともに、児童生徒の指導を徹底すること。

なお、通学の安全上の観点などから、やむを得ない事情で持ち込みを希望する保護者に対しては、持ち込み許可を申請させ、児童生徒の携帯電話は登校後に学校で一時預かりにするなどし、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

生徒の実態を踏まえ、携帯電話の持ち込みを禁止したり、持ち込みを認める場合でも、校内での使用を禁止・制限したりするなど、明確な指導方針を定め、生徒及び保護者に周知するとともに、生徒への指導を行うこと。

なお、校内での使用制限については、本来携帯電話が教育活動に必要な物であることを踏まえ、これまでの制限内容を再検討すること。

2 学校における情報モラル教育の充実について

高度情報化社会に主体的に対応できるための「情報活用能力」育成が重要であることにかんがみ、情報モラル教育の一層の充実に努めること。

なお、平成21年4月から一部先行実施される小中学校の新学習指導要領を踏まえ、各教科・道徳・特別活動等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じた情報モラル教育の更なる徹底を図ること。

- 3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について
 ネット上のいじめ問題については、本県においても前年度比1.5倍に増加している実態を重く受け止め、
- ・ 県教委作成「家庭（保管）用ネットいじめ対策リーフレット（平成21年版は県P.T.A.連合会から配布予定）」
 - ・ 文部科学省発行「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例（学校教員向け）」（平成20年11月）
- などを活用し、児童生徒への指導や保護者への啓発の充実を図ること。
- 4 家庭や地域に対する働きかけについて
 携帯電話に係る問題行動は主として学校外からの接続で行われていることから、家庭や地域に対して
- ・ 学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりが重要であることを理解させる。
 - ・ 児童生徒に必要なない携帯電話は所持させない。
 - ・ やむを得ず携帯電話を所持させる場合でも、家庭でのルールを決めたり、フィルタリングサービスに必ず加入する。
- などの取組の一層の啓発に努めること。

【参考】

1 諸通知等

- インターネット上のいじめ問題等の未然防止について
 （平成19年5月8日付け鹿教義第146号）
- 家庭（保管）用ネットいじめ対策リーフレットの活用について
 （平成20年1月31日付け鹿教義第901号）
- インターネット上の問題行動の未然防止に向けた指導の徹底について
 （平成20年6月3日付け鹿教義第219号）
- 児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について
 （平成20年8月25日付け鹿教義第484号）
- 携帯電話等に関する指導と啓発の充実について
 （平成20年10月6日付け鹿教義第599号）

2 資料等

<県教委のWebページ掲載内容>

「家庭（保管）用ネットいじめ対策リーフレット」

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kyoiku-bunka/school/shidou/netijime.html>)

<文部科学省等のWebページ掲載内容>

ポータルサイト「やってみよう情報モラル教育」

(<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/>)

「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校教員向け）」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm)

ビデオ視聴用ページ「ちょっと待って、ケータイ」

(http://www.elnet.go.jp/elnet_docs/keitai-dvd.htm)

リーフレット「ちょっと待って、ケータイ」（平成20年度版）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm)

リーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」（平成20年度版）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm)

<県教委の配布資料>

家庭（保管）用ネットいじめ対策リーフレット（平成20年1月30日配布）

CD-ROM「子どもとケータイ問題 はじめの一步」（平成21年3月配布予定）

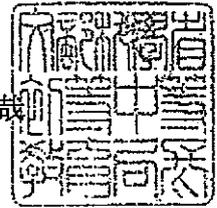
20文科初第1156号

平成21年1月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

金森 越 哉



(印影印刷)

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」（20初児生第29号）の結果（別添参照）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校及び中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 高等学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。
- ② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(3) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)及び(2)に関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要であること。

平成21年4月から小・中学校で一部先行実施される学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）に示した点にも留意して、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、上記の情報モラル教育の充実とともに、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け18文科初第711号初等中等教育局長通知）を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

その際、各学校等において、『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」（平成20年11月、文部科学省）なども活用すること。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校・教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

(別添)

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査について（概要）

平成21年1月30日

文部科学省児童生徒課

1. 調査内容・方法

(1) 調査対象

- ① 公立小学校（21,800校）
公立中学校（中等教育学校前期課程を含む）（10,045校）
公立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）（4,455校）
- ② 都道府県教育委員会（47教育委員会）
市町村教育委員会（1,826教育委員会）

(2) 調査内容概要

- ① 小・中・高等学校
 - ・ 学校が校則等により児童生徒による学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止しているか否か。
 - ・ 学校における携帯電話の取扱いをどのようにしているのか。
- ② 都道府県教育委員会・市町村教育委員会
 - ・ 教育委員会において、所管学校に対する指導方針として児童生徒による学校への携帯電話の持ち込み禁止等を定めているか否か。
 - ・ 教育委員会の方針はどのようなものか。

(3) 調査時期

平成20年12月1日時点の状況を調査。

※ 12月2日以降に取扱い等が変更されている場合もある。

2. 結果概要

(1) 学校の取組状況【資料1】

- 小学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約94%。
- 中学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約99%。
- 高等学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止として学校が約20%、持ち込みを認めているが授業中の使用を禁止している学校が、約57%、持ち込みを認めているが学校内での使用を禁止している学校が、約18%。

(別添)

- ・携帯電話の学校への持込みを原則禁止としている
小学校 20,527校(94%)
中学校 9,936校(99%)
高等学校 887校(20%)
- ・持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している
高等学校 2,525校(57%)
- ・持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している
高等学校 798校(18%)

※中学校は、中等教育学校前期課程含む
高等学校は、中等教育学校後期課程含む

(2) 都道府県教育委員会の取組状況【資料2】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約51%(24教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約29%(7教育委員会)、中学校約33%(8教育委員会)、高等学校約13%(3教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 24 / いいえ 23
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 5 / いいえ 9 / 検討中 9

(3) 市町村教育委員会の取組状況【資料3】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約28%(510教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約90%(461教育委員会)、中学校約90%(460教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 510 / いいえ 1316
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 63 / いいえ 619 / 検討中 634

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査結果

平成21年 1月 30日
文部科学省児童生徒課

【資料1】 学校対象の調査(調査Ⅲ)

小学校数:21,800 中学校(中等教育学校前期課程を含む):10,045
高等学校(中等教育学校後期課程を含む):4,455

	はい	いいえ
中学校	9919	104
高等学校	878	3562
中等教育学校(前期)	17	5
中等教育学校(後期)	9	6

(1) 「はい」と答えた場合

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	11203	5014	366	10	6
(イ) 機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	433	81	2	0	0
(ウ) 例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	7922	4533	407	4	1
(エ) その他	969	291	103	3	2

(2) 「いいえ」と答えた場合

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア) 持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	189	22	795	3	3
(イ) 持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	10	11	2523	0	2
(ウ) 持込みは認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却している	104	42	34	2	0
(エ) 特に取扱いに関する方針を定めていない	806	14	39	0	1
(オ) その他	164	15	171	0	0

【資料2】 都道府県教育委員会対象の調査(調査Ⅰ)

47都道府県教育委員会(指定都市回答分は調査Ⅱに集計)

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において都道府県教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)及び所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	24	23

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	7
(ク)	その他	10

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	6
(ク)	その他	10

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	1
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	3
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	15

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、都道府県教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		5	9	9

2	都道府県において、子どもの携帯電話等の所持や利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		37	5	5

3	都道府県において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		41	2	4

【資料3】市町村教育委員会対象の調査(調査Ⅱ)

1, 826市町村教育委員会

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	510	1316

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	231
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	230
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	3
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	42

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	218
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	242
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	2
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	41

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	5
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	6
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	11

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、市町村教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい 63	(イ)いいえ 619	(ウ)検討中 634
2	市町村において、子どもの携帯電話等の利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい 691	(イ)いいえ 802	(ウ)検討中 333
3	市町村において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい 236	(イ)いいえ 1252	(ウ)検討中 338